

讃岐砂糖史 (二)

岡田唯吉

第八節 糖業保護政策の一般

【砂糖方】 農務官署の中に置かれました。

砂糖に係る諸般の貸し下げ金を許可し、之を濟方に通して貸付けしめ、且つ保護勸奨事務を總理する所であります

糖業事務に従事して居る官吏は年々酒肴を賜ひ、且つ十年毎に官等によつて金錢物品を賜ふ特典がありました

【濟方】 勘定場(全藩の財務を管理する場所)に附屬して居ました。砂糖に關する金錢出納の役所(砂糖方の照會により其事務を整理する)

勘定奉行中日下儀右衛門を主任とす。氏は金錢貸借の事務に長じて居たから之を拔擢したのであります。

濟方の意義——砂糖の利益によつて藩債を皆濟するといふ意から取つたのである。

【砂糖取締役】 一に砂糖係ともいふ。

甘蔗栽培砂糖製造の巨利あることを廣く農民に論告し、其業を勸奨させるものであります。

一郡中里正又は農民有志中から老實特志の人を選び、其功の如何によつては砂糖會所役員と齊く帶刀を許し、又は士族に列し、拜謁を賜ふ等の特典がありました。今の大川郡相生村の濱垣氏、津田町の上野氏丹生村の木村氏高松の津國屋(鹽田氏)は之であります。

【砂糖會所】 初め砂糖問屋といふて居ました。

藩内丸箇所に設置し、産糖地方資産家を選び、豫て身元保證の爲田畑を濟方に納し置き、諸般の貸下金を擔任する所(この貸下金は藩より極低利を以て會所に貸付したもの)で若し糖業者へ貸付けた金の取立が出来なかつても之を辨償し、決して損害を藩府に及ぼさないことを誓つた者であります。此會所で取扱ふべき金錢融通の種類方法及會所に與へられた特典等凡そ左の通り。

奥印拜借

甘蔗は多くの肥料を要するから、收穫量を多くする爲には最も多くの肥料を施さなければならぬ。故に甘蔗作付後、該肥料の資本として適當の貸下金を要する。此貸付金は里正又は大庄屋の奥書を受け、砂糖會所に申出つべきものとしてある(奥印拜借の名は之から出た)。

甘蔗植付の時節(陰曆二月より四月までの間)に貸付け、其利子は一箇月毎に今の金百圓につき壹圓の割で、元金と共に貸付けた月から滿一箇年後に徴集します。而して此貸付金を取扱ふ者は砂糖會所であるから該手数料として會所に限り肥料を他國入船の時直に之を買入れ相應の口錢を取らせる特許を與へました。

併しながら該會所が多額の口錢を貪ることを憂ひ、農家は貸付金を以て自由に肥料問屋(問屋株なる者を設け安りに賣買する事を許さない)

から買入れることが出来るやうにしたから、糖業を営む者の便利が大である。

船中爲替

産糖者が米麥の如く、秋收の時に賣買することが出来ないから、公租の貢納等に窮するので各其必要の金額に應じて不動産(田)を濟方に出させて置き、一應其中出を調査し、實際入用の額を認め聞届の證を與へて濟方より金員を貸下げさせる。此貸付は製糖の季節(十月より十二月までの三箇月)に於て、製糖の價格七分に當る金員を貸付け、翌年八月に精算返納せざる。利子は月九朱、即ち今の金百圓に付九拾錢であるけれど、會所は其内二朱即貳拾錢の利子を納め、糖業者へ貸付ける責に任ずるやうにしてある。

船中爲替發行の理由。

甘蔗を收穫し、之を製造して白下(初製糖)とし、更に之を精製して白糖とした時、之を都會に運搬して販賣しなければ充分の市價を得難いから、之に爲替金を貸付け、大阪に運搬して賣買させる事とした。

大阪は全國第一の市場で、各地の物産は必ず一度此所に集り、更に其需用地に轉賣するものであるから販路が最も廣い。けれど該地の商賣人は其商權を掌握し、且つ資金が豊かであるから、專賣の利を私し、隨て弊害の甚しいもある故、我讃岐砂糖の賣捌は該地で特別の許可を得問屋手離といつて、問屋の制を設けず、我立てた所の規約により、其人の如何を問はず、該地の商賣人で資産あり、且つ信用ある者に委託販賣させる。そして該地に砂糖會所を設け、組船(一株毎に金一步を納め鑑札を受けたもの)の積み上つた砂糖の各印毎に二分荷と稱へ其十分の二を該會所に荷揚げさせ(松印梅印竹印等の各印毎に十樽に付)残る八分は之を特別に選定した問屋(此問屋は專賣の利を私することができ、ないのは我立てた規約によつて販賣さ

せたまもの)の中へ、隨意に荷揚げをし、其積上つた組船々頭は荷主に代つて賣捌人と協議を遂げるのであります。だから)の併し其賣買價格に於て或は不相當のことがあらうかと云ふことを恐れ、曩に會所へ荷揚げした二分の砂糖を公平なる大入札場(各藩の産物を入札する場所で大阪商賣相集り互に競ふて高價に買収した云ふ)に出して賣買し、其價格を八分の殘荷賣却價格と比較せる便を與へたものであります。故に賣捌人は勿論組船々頭に於て、賣買の間毫も奸計を施す餘地をなくしたから常に其價格に不當なことはなかつたやうである。

而して其賣買價格は糖業者を管理して居る砂糖會所に報告し、該會所をして奥印拜借、船中爲替、別段爲替

(後説に説く)等の計算を遂げさせるのである。

春爲替

製糖時期に運搬しなかつた殘糖を、春になつて運搬するから名つけたもので、他は前と同じである

別段爲替

甘蔗植付人が收穫の甘蔗を製造して、砂糖として、之を賣却しなければ、公租の貢納に困窮するから、之を貸付けるのである。故に公租徵收の時期(十一月十二月の二箇月)に前と同法により貸付け、其翌年四月に取立てるのである。然し製糖の賣却を終へない間は猶豫する制でありました。

振更爲替

以上三種の精算に當り、砂糖會所は糖業者より取立ての出来なかつた金額を、同會所へ貸付の分として精算を遂げさせる制であつた。此貸附金の利子は、九朱の割で三箇月を以て期限とします。

古爲替

振更爲替があつて奥印拜借、船中爲替、別段爲替の精算をなさしめても、不時の天災又は非常時變に遇ひ、事實整諒すべき時にあたり、其精算を爲さしめるには、彼砂糖會所に豫てより貯蓄させてある浦運

上金があり、又其規約して居る會所口錢を以て償却させても、數年に渉らなければ精算勘定に至らないから、斯く名付けたものである。而して此爲替金は無利子の特典を與へたけれど、三十年間壹厘の損失もなかつた。

浦運上 砂糖一樽毎に舊藩札、一分五厘(今ノ二厘)を二分運上(製糖賣却税金)の内より砂糖會所へ特典を以て與へて貯蓄させ、若し非常の損害に罹つた時、之を辨償させる豫備に充てるものである。

切手錢 砂糖一樽毎に舊藩札五厘を組船より徴收し、之を砂糖會所へ與へるのを云ふ。之は砂糖積出の際該會所に於て切手、即ち目錄書を與ふるの手數料とさせたものである。而して砂糖會所は此内幾分を割いて、浦番所へ分與するのである。是れ浦番所は薄給だから砂糖積出多額の爲、警護の煩雜に對し其勞を謝する爲であるといひます。

會所に對する藩の保護

斯く會所は藩府の金錢を取扱ふ所であるから、邸地は特に免税とし、又藩廳が用ふる所の徽章(ちり) 入大小提灯を造り與へ、其大なるものは會所の門内に吊し、小なるものは奔走の際用ふることを許可し、以て警護に供する。若し該徽章に對し暴擧をなすものがあつたら、重い咎を申付けることを公示し且つ非常の時は押(今の巡查やうの者)に警護させる。而して該會所の役員で勤務宜き爲糖業の隆盛を致すの功あつたときは、之に帶刀を許し、且つ士族に列し拜謁を賜ふことになつて居る。

製糖者に對する獎勵法

産糖の品位は地質によるものだから、三盆糖の如きは其適地に限り之を製造させるけれど、其他は禁してある。是は其産地に適する製造でなければ、利益が多分でなく、且つ粗製濫造を防ぐ爲

であります。

製糖者が新に良法を發明し、自他の利便を致した者は、大に賞賛して物品を賜ひ、或は帯刀御免の特典を與へ、若し製糖に不正行爲があつた時は、必ず之を罰責することゝしました。

糖業者に對する收税法

(二分運上) 製糖賣却金百分の二を、其賣却(藩内又は大阪)に於て該會所に徴收させ、砂糖方へ納附させる。

(車株) 製糖者は願出により鑑札を下附し、税金として車株一枚につき、毎年金二分を納附させる。該金は糖業者より里正に出し、里正は之を砂糖方に納附する。

(仲買株) 免許税金二朱を納め、仲買鑑札を受けさせる(徴收法前に同じ)

(組船株) 製糖を積載する商船は、組合を立て組船と稱し、一株毎に免許税金一步を納めて鑑札を受けさせる組船は高價の砂糖を分多に積載するものなれば、非常の際之を償却させる爲、運賃の内二十分の一、或は二分を積立させ、之を最寄り砂糖會所へ有利に預けさせ、非常の場合に備へさせる。組船々頭にも其賃の幾分を積み置き、非常の損失に罹る時は之を辨償させる。

第九節 製糖業發達概況

【一】天保以前

讃岐砂糖史

凡そ一二萬樽を産し (一樽は初製糖百斤を容る 一斤は二百三十匁之を精製すれば白糖六十斤を得)

(一説に一樽には百六十目斤で百七十斤を容るともいふ)

【一】 天保六年保護政策以後

年	甘蔗植付段別	製糖樽數	製糖斤數	製糖價額
天保七年 (九十一年前)	欽町步 一七八・八一〇・〇六	八二・七三〇・二六樽	八七三〇・二二〇・〇斤	二八九五三・〇三兩朱
弘化五年 (前ヨリ十二年後)	一〇四三・五五〇・三	一三三・六二〇・九七樽	一三六二・〇七二・二斤	四七三二七・一〇兩朱
安政五年 (前ヨリ十年後)	三三三・〇〇〇・〇	三三三・九〇〇・〇〇樽	三三九〇・〇〇〇・〇斤	八三〇四九五・三〇兩朱

備考 一斤は二百三十目 價金二匁三分(今の參錢五厘)

【二】 天保七年より明治四年迄三十六年間

植付總段別	一段歩平均六樽と計	一樽平均百斤入とし	平均一斤毎に舊藩札二匁三分とし金一兩六四分の相場を乗すれば
八七九五・六八〇・九 <small>歌町步</small>	五八二・五八〇・八五 <small>段</small>	五八二五八・〇八三・四 <small>斤</small>	一八三三・五三〇・三 <small>兩朱</small>

右一年平均植付段別

二四四三・三・一五町歌

此 價 額

五二二、一五三、^四一一

【四】製糖賣買機關

砂糖會所 九箇所 大阪砂糖會所 一箇所

車 株 五千五百

仲 買 人 一千人

組 船 二百餘艘

榨 屋 一百人

(製糖の粗製濫造の嚴禁あるを以て寛恕の特典として出願により鑑札を下附し税金を免す)

當高松藩が財政の困難を極むるに方り、全藩の官吏は汲々として其挽回策を講じて見たが、中々甘くはいかなかつた。偶々向山周慶が糖業の大に有利であることを發見し、藩政の爲建議する所あり、之が直に當路者の採用する所となつたが、其實施の方法になつては尙ほ未だ完全して居なかつたから、更らに當路者は色々苦慮の結果、終に宮内辰五郎の建築により其目的を達し、富國の實を擧げることができました。之を要するに向山周慶あつて其基を開き、宮内辰五郎あつて其業を創め、當時の執政寛速水あつて其功を全うしたのである。向山宮内の兩人があつても執政其人を得なければ、斯く鋭斷を以て偉功を奏する事は出来なかつたのである。

元來執政は常に心を經濟に用ひ、農工商民の面會を求めるものがあると、必ず之に接して「余は多忙の身であるが、來訪の旨趣は必ず緊急の談があるに違ひない」と曰ふのは、應接の時冒頭の常語であつた。故に精確

の意見を有して居る者でなければ、敢て面謁を請はなかつたと云ふことである。執政が民情に通曉し、事理に明達であつた事は、今日尙ほ古老の賞賛して居る所であります。

又執政は勸農を以て自ら任じてたから、微行して時々村落を巡視し、農民の勤怠を質す等、中々切實に努めたものですから、郡奉行は之を代官に、代官は之を手代役に命じて、農民の勤怠を詳細に取調べて、著しく其功を奏した故、當時全國の農事は我讃岐を優等の地位に置くやうになつたといひます。而して大内、寒川兩郡は特に國內の主産地域に立ち、寛政二年(二四五〇年)より慶應元年(二五二五年)まで八十年間毎年實に四十七町五段歩の平均を以て、耕作段別を増し、就中弘化嘉永年間(頼胤藩主)は糖業全盛の極に達し、郡内田畑では甘蔗の外には他作物を見ず、恰も林のやうな状況でしたから、其産糖額は九千萬斤を算し、内國物産の首位を占めたのであります(大川郡砂糖史)。而して慶應年間、執政松崎澁右衛門が出て常に節儉を尊び、奢侈を賤むやうにしたものですから「糖業は奢侈に屬するものだとて必ず之を制限するであらう」と悪宣傳が行はれました。

是から甘蔗の植付は、忽ち大に減少したと云ひます。偶々澁右衛門は公用の爲、江戸に赴かうとして、乗船の際、或人が澁右衛門に對し「君が本藩の執政となると甘蔗植附が甚しく減少した。これは砂糖が發澤品に屬する物だから、君が之を嫌ふ念のあることを覺つた故であらう。實に執政の威權と云ふものは素晴らしいものだと思像することが出来る」と告げた。此時澁右衛門は大に驚いて、それは自分の意嚮のある所を知らないのだと云つて、直に書を裁して「糖業は本藩特有の物産であるから、其保護勸奨に努力して其隆盛をはかれ、又

其趣旨を藩民一般に懇諭勸告をせよ、自分は今方に改良法の考案中であるのだぞ」と之を當局に與へました。

之が爲、忽ち同年に甘蔗の植付は一十町歩を増し、製糖者から車株を願出る者一十内外の多數に上つた。これが藩中甘蔗栽培の最も盛なる時代で、其製糖も多額を極め、實に二十二萬餘樽の巨額に達したから、益々進んで糖業に一層の保護勸奨を加へ、大に其改良發達をさせやうと計畫したが、惜い哉明治三年庚午の變(藩士十四人松崎に反對して黨を組み之を殺す)に斃れました。

澁右衛門は剛毅果敢の人であるから、若し其天壽を全うして居たら、必ずや從來の方法を擴張し、當時に適する保護政策を施し、そして外糖に拮抗し且つ進んで之を壓倒したかも知れないが、中道にして此賢良執政を喪つたことは、藩の爲大に痛嘆せざるを得ない所であります。(讃岐糖業の沿革)

【附記】

大内郡の産糖は糖質極て精純(結晶分の小なる事)であつたから、維新後相生村三谷淺次郎は宮内省の命を受け、毎年三盆糖の上納御用をつとめ、現今三谷平八が之を嗣で居る(大正二年大川郡白鳥村定國三郎氏談)。

又宮内省御用菓子商京都一條通烏丸西入る虎屋より上納して居る 聖上を始め奉り各宮様方御用の菓子は、總て我讃岐で製出する三盆糖を用ひて、現今尚ほ繼續されて居ると云ふことで、實に讃岐糖の榮譽は大である(大正二年白鳥神社神職談)。

然しながら明治維新廢藩と共に、耕作保護の法が廢れたから、稍退歩の趨勢を示し、加ふるに世の進化は倍需

用の膨大を促し、内地産のみで供給を支へることができなくなつた結果、外糖の輸入となり、彼の價額は頗る低廉で、忽ち需用を吸収する威力を恣にし、竟に我讃糖は年々衰頽を重ね、其非運前途定に想像の及ばざるものがあり、此に於て其挽回をはかる爲、讃岐糖業會社の設立を見ることになりました。(未完)

陪審員の信念

豊島直通

今から百年ばかり前獨逸にトイエルパツハといふ學者がりました。この人は大學教授としての経験もあり、又立法者としても深き経験を有し刑法上一新时期を翻した人であります。この人が獨逸のアンスパツハにある獨逸の控訴院長時代に一人の悪い顯臣がトイエルン王室にあつて旺んに權力を恣にして居た。その人はベツツシャルトと云ふ伯爵であり、大臣にもなつた事があるが、随分悪い事をして脅喝殺人はをろかなこと、王室の賢を横領し、王の侍女を自分の妻にするなど惡事の限りを盡したものである。しかし遂には惡運つきて刑の訴追を受ける身となつたが、其の時トイエルン王はこの訴訟に於てベツツシャルトには必ず死刑になるであらうと考へた。併し死刑に處しては可愛相だから無期徒刑にしてやれといふので勅を出して未だ裁判の濟まない前に彼を無期徒刑に入獄せしめてしまつた。それから十五年程経まして王は自分がした處置が良いか悪いか云ふことを省みて其當時アンスパツハ控訴院長のトイエルパツハに諮問した。それより先他の學者は悉く、「かゝる惡人を入獄せしめたるは當然である。それに更に仁惠をもつて死一等を減せられたることも亦甚だ時宜に適した取計であつた」と答へた。然るにトイエルパツハのみは「それはいけない直ちに出獄せしめなければいけない」と答へた。何とすれば未だ裁判なくして刑罰といふものを加ふることは出来ない。たゞ王者と雖も裁判をさせないで彼を無期徒刑にすることは出来ないといふのであります。之は全く高潔なる正義の考へに基いて居るので如何なる權力にも如何なる社會の風潮にも恐れなからざる云ふ嚴正さを示したものであります。この正義の考へもつて將來陪審員として裁判に干與せらるゝならば決して裁判所をして誤らしむることはないと存じます。(公民講座 七月號より)